

■事業案募集要項に係る質問及び意見への回答

NO.	頁	大項目	中項目	小項目	質問内容	回答
1	1	1			「事業案を広く民間事業者から募集します」とありますが、今回の提案は本公募の際の審査において一定のインセンティブ(加点等)の付与はございますか。	本公募の際のインセンティブはございませんが、今回の提案に関するプレゼンテーションについては、検討委員会からの講評を行い、それに対して質問があれば個別に回答いたします。
2	1	1			また、事業案を提案した場合としなかった場合では、今後の情報を取得する上で違いは出てきますか。	応募者に限定して情報を提供することは想定しておりません。応募者には、今後市民ワークショップや、本事業に対する意向調査等へのご協力をお願いする場合があります。
3	2	3		注釈	「事業用地①は近隣商業地域への変更を検討しています」とありますが、用途地域変更のタイミングはいつになりますか。今回の提案では近隣商業地域を前提にしてよろしいですか。	用途地域変更のタイミングは未定です。本事業案募集においては、近隣商業地域を前提に提案ください。
4	3	4	2		事業スキームは、借地ということによいでしょうか？この場合地代の揭示は必要でしょうか？	民間提案によるにぎわい創出施設を独立して設置する場合、定期借地権を設定することを検討しています。地代の揭示は必須ではありませんが、検討の一助としてご提案いただけますと幸いです。
5	4	4	5		施設管理形態におけるホールその他公共施設の所有は青梅市さんになっていますが、今回の提案時において費用負担はどのように考えればよいでしょうか？	原則として、市が所有する施設については、PPP手法に則り、市の費用負担により主に民間事業者が設計・建設及び運営・維持管理することを想定しております。ただし、利活用構想に示された施設の管理形態以外に、市の財政負担の削減につながる提案が可能であれば、それを妨げるものではありません。
6	4	4	5		施設の管理形態について、維持管理は民間事業者とありますが、一事業者の想定でしょうか。	一事業者を想定しているものではありません。
7	5	6	1	イ	部分提案について 民間提案による賑わい創出施設のみの提案でも可ということによいでしょうか？	総合提案方式を選択された応募者については、ご理解のとおりです。部分提案方式を選択された応募者については、「民間提案によるにぎわい創出施設について」を含め、2項目以上部分提案事項から選択してご提案ください。

NO.	頁	大項目	中項目	小項目	質問内容	回答
8	5	6	1		提案書類等の資料が不足する場合、失格になりますか。また、失格した場合、本事業案が実際に事業として実施される場合の公募において、不利になりますか。	提案書類等の提出以降、事業案募集要項第1項に示す応募資格を喪失した場合を除いて、失格となることはありません。また、本事業案募集に応募した者が、本事業案が実際に事業として実施される場合の公募において、不利になることはありません。
9	6	6	2		検討委員会へのプレゼンテーションについて、実施後、提案内容に対して検討委員会の講評(提案に対する実現可能性や方向性)を頂く機会はありますでしょうか？	各応募者の提案に対して、個別に委員会から講評を行うことを想定しております。また、講評に対して質問があれば、個別に回答いたします。
10	6	6	3		市民ワークショップへの協力をお願いとありますが、同時に応募者同士の交流の場を設けてはいかがですか。	応募者同士の交流の場を設けることは予定しておりません。ただし、応募者が応募者の名称・商号等の公表を希望する場合、応募者名簿を送付します。
11	6	6	3		ワークショップへの協力とありますが、具体的にどのような協力を求められるのでしょうか。	本事業に対する市民の要望や反応を理解いただくために、ワークショップの傍聴等をお願いする場合があります。
12	6	7	5		「事業案が市にとって有益であると市が判断した場合には、基本計画等に盛り込む予定」とありますが、提案した事業案が基本計画等に盛り込まれた場合、事業者選定時に提出する提案の独自性が損なわれてしまうので、本事業提案の提出について何等かのアドバンテージの設定をいただけるようご検討のほどよろしくお願い致します。	本事業提案におけるアドバンテージとしては、プレゼンテーションの内容について、検討委員会からの講評を行い、それに対して質問があれば個別に回答する点にあると考えております。
13	6	7	4		提案内容を公開、開示する場合は、提案事業者が特定できる様な事はありますか。	公開することにより、応募者に明らかに不利益を与えると認められるものについては、応募者へ確認の上、公開しないものとします。また、応募者の名称・商号等は非公開とします。
14	様式2				様式2の提案書類提出届けの「選択した提案方式」に、「選択提案方式」という欄がありますが、部分提案方式のことでしょうか。	ご理解のとおりです。別途様式の修正版を公表します。